

## 山梨県景観アドバイザー活用事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、美しい県土づくりを推進するため、県が行う公共事業に対する景観配慮、県及び市町村並びに地域住民及び企業等の団体（以下「団体」という。）が行う景観形成に関する勉強会、景観行政を担う市町村職員及び地域の景観活動に携わる人材の育成、その他の良好な景観形成に資する事業又は活動に対し、景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）からの指導、助言等を通じてその専門的知識を活用するために必要な事項を定める。

2 前項の団体は、自治会、老人クラブ、商店会、企業及び学校並びに住民の有志等で、構成員は5人以上とする。

### (委嘱)

第2条 アドバイザーは、景観、建築、まちづくり、造園、色彩等に関し専門的知識を有する者の中から知事が委嘱する。

### (任期)

第3条 アドバイザーの任期は、3年とする。

2 前項の任期が経過した際に、当該景観アドバイザーに異議がない場合は、任期は3年更新されるものとする。更新された任期が経過した際も、同様とする。

### (業務)

第4条 アドバイザーは、その有する専門的知識を元に、必要な指導、助言、講習及びその他の業務（以下「アドバイス業務」という。）を提供する。

2 前項のアドバイス業務は、アドバイザーを派遣し、訪問し、その他適切な方法により提供を受けるものとする。

### (提供の手続)

第5条 アドバイザーからアドバイス業務の提供を受けようとする、県及び市町村並びに団体（以下「所属等」という。）は、当該アドバイス業務について次の各号に掲げる事項を整理し、第9条に規定する事務局に提出するものとする。

- (1) 希望するアドバイザー
- (2) アドバイス業務の提供を希望する内容及び課題
- (3) アドバイス業務の提供を希望する日時及び場所
- (4) 所属等の連絡担当

(5) その他アドバイス業務の提供を受けるために必要な事項

- 2 事務局は、前項による整理事項の提出を受け、必要と認めるときは、前項第1号及び第2号を勘案して、アドバイス業務の提供を受けるアドバイザーを選定するとともに、当該アドバイザーと調整して提供日時を設定の上、アドバイス業務の提供を決定するものとする。
- 3 事務局は、前項の決定を行ったときは、アドバイザーに対しては業務提供依頼書を、所属等に対しては業務提供決定通知を送付する。

(実績報告等)

- 第6条 アドバイス業務の提供を受けた所属等は、当該アドバイス業務の実績について報告書を取りまとめ、速やかに事務局へ提出しなければならない。
- 2 事務局は、所属等に対し、その受けたアドバイス業務の提供の内容、その事業等への反映状況及び効果等について追跡調査を行うことができる。この際、所属等は事務局に対し協力するものとする。

(守秘義務)

- 第7条 アドバイザーは、アドバイス業務の提供を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(費用の支払い)

- 第8条 アドバイザーがアドバイス業務を提供した場合は、事務局は、予算の範囲内において、報償費及び旅費の支払い事務を行う。

(事務局)

- 第9条 この事業の事務局は、山梨県県土整備部景観まちづくり室に置く。
- 2 事務局は、景観アドバイザーの委嘱、アドバイス業務の提供その他の事業実施に必要な事務を処理する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に、改正前の山梨県景観アドバイザー活用事業実施要綱第2条

の規定によりなされた委嘱は、この要綱第2条の規定によりなされた委嘱とみなし、その任期はこの要綱第3条に規定するところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。